

## 公益信託法改正の基本的方針と主要論点

弁護士 深山 雅也

### 第1 総論的事項

#### 1 制度の趣旨・目的（基本理念）

- 民間による公益活動の促進を目的とする制度
- 公益財団制度との異同
  - 低廉なコスト（設定・運営）による公益活動の実現（適正な利用の促進）
- ◎ 主務官庁による許可制の廃止
- ☆ 公益信託の目的
  - 「不特定かつ多数の者の利益」
- ☆ 目的信託との関係

#### 2 信託事務の範囲

- ◎ 助成事務に限定しない。（事業型の許容）
  - 公益目的事務：「当該公益信託の目的の達成のために（直接又は間接的に）必要な事務」
  - ☆「間接的に必要な事務」の範囲

#### 3 信託財産の範囲・運用

- ◎ 金銭に限定しない。
- ☆ 信託財産の運用について規制を設けるか。

### 第2 認定に関する事項

#### 1 認定基準

- 公益信託事務を遂行しうる信託財産の保有
- 信託関係者等に対する特別な利益の供与禁止
- 不当に高額とならない範囲の受託者報酬・信託管理人報酬の定め
- ☆ 他団体の意思決定に関与しうる株式等の保有禁止
- ☆ 収支相償性
- ☆ 遊休財産の保有制限

#### 2 認定主体

- 有識者委員会の意見に基づく認定行政庁の設置
- 認定行政庁の区分
  - 公益信託事務の行われる範囲により，都道府県か国かを区分

### 第3 受託者に関する事項

#### 1 受託者の資格

- 「公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者」
- ★ 法人に限定するか（自然人を許容するか）。

#### 2 受託者の権限・義務・責任

- 目的信託の受託者と同じ。

#### 3 受託者の辞任・解任・選任

##### (1) 辞任

- ☆ 信託関係人の同意か，外部機関の許可か，その両者か。
- ☆ 辞任事由（「やむを得ない事由」の要否），辞任手続（信託管理人のほか委託者の同意も要するか，許可の権限主体は行政庁か裁判所か）

##### (2) 解任

- ☆ 信託関係人の合意か，外部機関の判断か，その両者か。
- ☆ 解任事由，申立権者，権限主体（行政庁か裁判所か）

##### (3) 新受託者の選任

- ☆ 権限主体（行政庁か裁判所か）

### 第4 監督・ガバナンスに関する事項

#### 1 監督・ガバナンスの全体構造

- 内部的ガバナンスと外部的ガバナンスの併用

#### 2 信託管理人

- ◎ 信託管理人を必置機関とする。

##### (1) 信託管理人の資格

- ☆ 消極要件（信託法・公益法人認定法所定の欠格事由に該当しないことや信託関係人及びその利害関係人に該当しないこと）のみか，積極要件（学識・経験・信用を有すること）も加えるか。

##### (2) 信託管理人の権限・義務

- 目的信託の信託管理人と同じ。
- 信託行為の定めによる権限の制限は不可（原則）。

##### (3) 信託管理人の辞任・解任・選任

- 受託者の辞任・解任・選任の規律と同じ。

#### 3 委託者

- ★ どの範囲の権限を認めるべきか  
→（甲案）利害関係人と同一の権限

- (乙案) 甲案の権限+受益者の定めのある信託の委託者と同一の権限
- (丙案) 乙案の権限+目的信託の委託者と同一の権限

#### 4 運営委員会等

- 必置機関とはしない。

#### 5 外部機関

- 行政庁の検査, 勧告・命令, 認定取消の各権限
- 裁判所の現行法8条各号所定の各権限
- ☆ 検査役選任の権限主体 (行政庁か裁判所か)

#### 6 情報公開

- 公益信託事務及び信託財産の財産状況を公告 (電子公告を含む)
- 行政庁による認定及び認定取消の公示

### 第 終了等に関する事項

#### 1 終了事由等

- 信託法 163 条各号の事由は終了事由とする。
- 信託管理人が欠けた状態が 1 年間継続したときには終了する。
- ☆ 認定取消時に当然終了か目的信託として存続の余地を認めるか。
- ☆ 信託関係人の合意等による終了を認めるか。
- ☆ 特別事情による終了命令の権限主体 (行政庁か裁判所か), 申立権者 (受託者・信託管理人のほか委託者を含めるか)。

#### 2 終了時の残余財産の帰属

- 帰属権利者の指定に関する定めを必置とする。
- 全帰属権利者が権利放棄した場合には国庫に帰属させる。
- ★ 私人を帰属権利者とすることを認めるか。
- ☆ 類似目的の公益信託としての継続の規律の当否・内容。

#### 3 公益信託の変更・併合・分割

- 変更するときは原則として行政庁の認定を要する。
- 併合・分割するときは行政庁の認定を要する。
- ☆ 特別事情による変更命令の権限主体 (行政庁か裁判所か), 申立権者 (受託者・信託管理人のほか委託者を含めるか)。

#### 4 公益信託と私益信託との相互転換

- ☆ 公益信託から私益信託 (目的信託) への転換を認めるか。  
→公益先行信託/信託の変更による転換

- ☆ 私益信託（目的信託）から公益信託への転換を認めるか。  
→残余公益信託／信託の変更による転換

## 第6 その他の事項

### 1 自己信託による設定

- ☆ 自己信託による設定を認めるか。

### 2 公益信託の名称に関する規律

- 名称中に公益信託という文字を用いる。
- 公益信託でないものの名称・商号中に誤認される文字を用いない。
- 不正の目的で他の公益信託と誤認される名称・商号を使用しない（侵害停止／予防請求を認める）。

### 3 新法施行時の既存公益信託の取扱い

- ☆ 存続のために認定を受けることを要するか。

以上